

医 第 1 4 7 2 号  
平成22年11月26日

各保健所長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長  
(公印省略)

医療機関等におけるインフルエンザ対策の徹底について (通知)

このことについて、平成22年11月9日付けで厚生労働省健康局結核感染症課長及び医政局指導課長から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、下記関係団体には通知済みであることを申し添えます。

記

社団法人千葉県医師会  
社団法人千葉県歯科医師会  
社団法人千葉県薬剤師会  
一般社団法人千葉県民間病院協会  
社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部  
社団法人千葉県看護協会





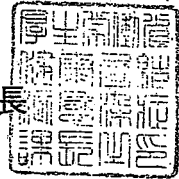
健感発1109第1号

医政指発1109第1号

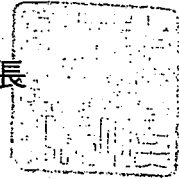
平成22年11月9日

各  
〔 都道府県  
政令市  
特別区 〕  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医政局指導課長



医療機関等におけるインフルエンザ対策の徹底について

医療機関等におけるインフルエンザに対する対応につきましては、平成21年1月19日健感発第0119002号厚生労働省結核感染症課長、医政指発第0119001号厚生労働省医政局指導課長「インフルエンザ対策の更なる徹底について」において、その対策の徹底並びに関係機関及び関係団体に対する周知をお願いしているところですが、今般、秋田県内の医療機関におきまして、入院患者及び職員の間でインフルエンザが集団発生し、入院患者がお亡くなりになるという事態が発生したところと見られます。

つきましては、貴職におかれまして、本集団発生事例を踏まえて、高齢者等の重症化しやすい者が多い医療機関等におけるインフルエンザ対策を改めて徹底すべく、医師会等の関係団体や民生主管部等の関係部局との連携を一層進めていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

また、医療機関に対しては、平成17年2月1日医政指発第0201004号厚生労働省医政局指導課長通知「医療施設における院内感染防止について」、平成19年5月8日厚生労働省医政局指導課事務連絡「院内感染対策のための指針案及びマニュアル作成のための手引きの送付について」等に基づき、インフルエンザを含めた院内感染対策を徹底するとともに、重大な院内感染事例発生時には、保健所等の行政機関への速やかな連絡により技術的支援等を得ること等を指導するようお願いいたします。

